

### 第32回柏崎市農業委員会総会議事録

期日 令和2年1月31日（金）

場所 市役所 第1会議室

議案 議第1号 農地法第3条許可申請について

議第2号 農地法第5条事業計画変更承認申請について

議第3号 農地法第4条許可申請について

議第4号 農地法第5条許可申請について

議第5号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について

報第1号 農用地利用集積計画（移転）参考資料（農地中間管理事業分）について

報第2号 農地転用事実に関する照会に対する回答書の専決処分について

その他 2月総会の会議開催予定日時

第33回総会を2月28日（金）午後に開催します。

出席及び欠席の委員 別紙のとおり

並びに事務局職員

開会 午後3時30分

霜田事務局長

ただ今から第32回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第2条第1項及び同条第2項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。

また、同規則第4条により、会長が議長となります。それでは会長、よろしくお願ひします。

黒坂会長

皆さん遅ればせながら、明けましておめでとうございます。昨年は3年連続の米の不作はないだろうという話をしましたが、3年連続の品質低下、収量低下でした。今年も異常気象が心配されています。

県下の農業委員長の会議に出席した時に、津南の会長と話をしました。雪が無いということで、農業では人参が大きくなったり、割れたりし、あとは除雪、スキー場と冬の津南の三大産業が上手く回っていないということで、大変なことになっているという話を聞き

ました。異常気象は大変な問題になっています。

農業委員、推進委員は今年の夏で最後の任期を迎えます。私達がこの仲間と一緒に、どのような仕事をしてきたのか、残していく必要もあるのではないかと考えています。地域農業の発展のため、担い手への農地集積、若手農業者の掘起こしに関しての環境づくりが大切だと思っています。皆さん一人一人地域に帰って活躍をしていただきたいと思います。挨拶とさせていただきます。

議長

それでは、総会を開催するにあたり、事務局に本日の出席委員数の報告をお願いします。

霜田事務局長

委員数は19人です。欠席報告1人、現在の出席委員数は18人で、過半数であることを報告致します。また、農地利用最適化推進委員の出席は21人です。

議長

ただ今、事務局報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

これより、第32回総会を開催します。

議長

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を指名します。議長が指名することにご異議ございませんか。

— 「異議なし」の声あり —

議長

それでは、No.6 安野 検一委員、No.15 水野 美保委員の2人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第1号 農地法第3条許可申請について」の申請番号1の案件が、○番 ○○ ○○委員に関する案件でありますので、○○委員の退席を求めます。事務局の説明を求めます。

－ ○○委員が退席する －

阿部係長

それでは、議案書 1 ページをご覧ください。議第 1 号農地法第 3 条許可申請 申請番号 1 についてご説明いたします。土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10 a あたりの価格の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 大字田屋字久根下○○番○ 外 1 筆 田 1,754 m<sup>2</sup>。北園町○番○号 ○ ○ ○ ○。大字田屋○○番地 ○ ○ ○ ○。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

審査結果の 1 ページをご覧ください。本案件について地区担当の委員、佐藤会長職務代理人、事務局の阿部係長、濁川職員が現地調査を行いました。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請番号 1 の案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号 申請番号 1 の案件を許可処分と決定いたします。退席を求めています○○委員の入室を求めます。

－ ○○委員が入室 －

議長

○○委員に退席を求めましたが、申請番号 1 の案件は許可処分と決定いたしました。

議長

次に議第1号 申請番号2 から申請番号3 の案件の審議を行います。事務局に説明を求めます。

阿部係長

それでは、続いて申請番号2 から申請番号3 についてご説明いたします。

申請番号2 小金町〇番〇 外2筆 田 3,328 m<sup>2</sup>。刈羽郡刈羽村大字赤田町方〇番地〇 〇〇 〇〇。橋場町〇番〇号 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。円です。

申請番号3 大字宮之窪字川入〇〇番 外12筆 田 10,283 m<sup>2</sup>。大字宮之窪〇〇番地〇〇 〇〇。大字宮之窪〇〇番地 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。円です。

審査結果の1 ページをご覧ください。案件ごとに地区担当の委員、佐藤会長職務代理人、事務局の阿部係長、濁川職員が現地調査を行いました。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「議長」との声あり —

No.5 植木 稔委員

確認なのですが、10a あたり 円ですか。

阿部係長

約10,000 m<sup>2</sup>を 円で売ると説明を受けています。

濁川職員

今の案件ですが、宮之窪の戸田委員、もし事情が分かりましたら、差支えない範囲で構いませんので皆さんに説明していただだけませんか。

戸田 和一推進委員

〇〇さんのおばあさんの名義になっていまして、娘さんは引っ越して〇〇に住んでいます。詳しくは知りませんが、田んぼは作ってもらっていました。耕作していた人から、今度は息子さんやるからということで、手続きをしたようです。話を聞きましたら、いい所だけで荒れている所はいらぬということ。作ってもらっていたので何処に田んぼがあるかも分からない状況でした。私も説明はしたのですけれど、本人同士の話し合いの中で決めたことありますから、私がとやかく言うことはありません。こういう状況です。

議長

他にご意見ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請番号 2 から申請番号 3 の案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号の申請番号 2 から申請番号 3 の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 2 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

それでは、議案書 2 ページをご覧ください。議第 2 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、ご説明いたします。土地の所在地、地目、面積、当初計画者、承継者、転用目的、申請理由及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 大字山本字欠田〇〇番 田 178 m<sup>2</sup>。神奈川県横浜市港北区新羽町〇〇番地〇 〇〇 〇〇。大字土合〇〇番地〇 〇〇 〇。一般個人住宅。当初計画者が住宅を建設する予定でしたが、これを取り止め、承継者が住宅を建設するものです。第 2 種でございます。議第 4 号第 5 条許可申請 申請番号 1 に関連するものです。

申請番号 2 半田〇丁目字桶田〇番〇 田 31 m<sup>2</sup>。大字宮川新田〇〇番地 〇〇 〇〇。長峰町〇番〇号 亡 〇〇 〇〇 相続人 〇〇 〇〇。物置兼作業所。当初〇〇

氏に所有権移転する予定でしたが、これを取り止め、承継者が物置兼作業所を建設するものです。第3種でございます。議第3号第4条許可申請 申請番号2に関連するものです。

申請番号3 半田〇丁目字桶田〇番〇 田 528 m<sup>2</sup>。大字宮川新田〇〇番地 〇〇 〇〇。物置・作業所兼資材置場。当初貯木場とする予定でしたが、これを取り止め、物置・作業所兼資材置場とするものです。第3種でございます。議第3号第4条許可申請 申請番号3に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の3ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第2号の申請案件を承認処分と決定することにご異議ございませんか。

— 「異議なし」の声あり —

議長

議第2号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に「議第3号 農地法第4条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

それでは、議案書3ページをご覧ください。議第3号 農地法第4条許可申請について、ご説明いたします。土地の所在地、地目、面積、申請者、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号1 西山町二田字西ヶ入〇〇番〇 田 349 m<sup>2</sup>。西山町二田〇〇番地 〇〇〇〇。駐車場。第2種でございます。

申請番号 2 半田〇丁目字桶田〇番〇 田 31 m<sup>2</sup>。長峰町〇番〇号 亡 〇〇 〇〇  
相続人 〇〇 〇〇。物置兼作業所。第 3 種でございます。なお、申請地は、すでに転  
用目的である物置等敷地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末  
書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 3 半田〇丁目字桶田〇番〇 田 528 m<sup>2</sup>。大字宮川新田〇〇番地 〇〇 〇  
〇。物置・作業所兼資材置場。第 3 種でございます。なお、申請地は、すでに転用目的  
である物置等敷地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出  
のうえで追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 4 ページのとおり、  
特に問題となる案件はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございま  
せんか。

－ 「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。第 3 号の申請案件を許可処分と決定することにご異  
議ございませんか。

－ 「異議なし」の声あり－

議長

議第 3 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について」事務局に説明を求めます。

阿部係長

それでは、議案書 4 ページをご覧ください。議第 4 号 農地法第 5 条許可申請につい  
て、ご説明いたします。土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、転用目的及び農  
地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 大字山本字欠田〇〇番 田 178 m<sup>2</sup>。神奈川県横浜市港北区新羽町〇〇番

地〇 〇〇 〇〇。大字土合〇〇番地〇 〇〇 〇。一般個人住宅。第 3 種でございます。議第 2 号第 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 1 に関連するものです。

申請番号 2 荒浜〇丁目字池ノ尻〇〇番〇 畑 519 m<sup>2</sup>。荒浜〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。荒浜〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇。資材置場兼車両置場。第 2 種でございます。

申請番号 3 大字花田字寺田〇〇番〇 畑 224 m<sup>2</sup>。大字花田〇〇番地 〇〇 〇〇。北園町〇番〇-〇〇号〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第 2 種でございます。

申請番号 4 大字平井字芋川原〇〇番〇 田 230 m<sup>2</sup>。大字平井〇〇番地〇 〇〇 〇。大字平井〇〇番地〇 〇〇 〇〇 外 1 名。農家住宅宅地の拡張。第 2 種でございます。なお、申請地は、すでに転用目的である宅地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 5 西山町二田字車田〇〇番〇 外 2 筆 田 495 m<sup>2</sup>。西山町二田〇〇番地〇 〇〇 〇〇。西山町鬼王〇〇番地〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第 2 種でございます。

申請番号 6 大字宮川字寅新田〇〇番〇 田 23 m<sup>2</sup>。大字宮川〇〇番地〇 〇〇〇 〇〇。大字宮川〇〇番地 〇〇 〇〇。車庫。第 2 種でございます。なお、申請地は、すでに転用目的である車庫が建築されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 7 大字北条字清八〇〇番〇 外 1 筆 田 322 m<sup>2</sup>。大字東条〇〇番地 〇〇 〇〇。大字北条〇〇番地〇 〇〇 〇〇。一般個人住宅及び物置。第 2 種でございます。なお、申請地は、すでに転用目的である宅地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 8 城東〇丁目字茨川〇〇番〇 田 294 m<sup>2</sup>。城東〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。鏡町〇番〇-〇〇号〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第 3 種でございます。

申請番号 9 新赤坂〇丁目〇〇番 畑 290 m<sup>2</sup>。東の輪町〇番〇号 〇〇 〇〇。番神〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第 3 種でございます。

申請番号 10 比角〇丁目字古見野〇〇番〇 畑 186 m<sup>2</sup>。千葉県習志野市谷津〇丁目〇番〇-〇〇号 〇〇 〇〇。三和町〇番〇-〇〇号〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 外 1 名。一般個人住宅。第 3 種でございます。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 5 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございま

せんか。

－ 「なし」 との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 「異議なし」 の声あり －

議長

議第 4 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について」事務局に説明を求めます。

濁川職員

議案書 6 ページをご覧ください。議第 5 号の「農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について」説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり変更する。

- 1 事業の区分 利用権設定等促進事業
- 2 利用権の種類 賃借権
- 3 利用権の設定・移転の別 移転
- 4 権利の移転日 令和 2 年(2020)年 2 月 20 日
- 5 権利の終了日 明細表に記載のとおり
- 6 対象農用地の面積でございますが、

賃借権 一般分	田	1 筆	1,015.00 m <sup>2</sup>	
	円滑化分	田	1 筆	138.00 m <sup>2</sup>
- 7 関係人でございますが、受人 2 人、渡人 2 人
- 8 計画変更の理由、明細表に記載のとおり
- 9 実施地区、柏崎市
- 10 公告年月日につきましては、ご了解いただければ、令和 2 年(2020)年 2 月 19 日を予定しております。

農用地利用集積計画の明細については 7 ページ、8 ページをご覧くださいと思います

す。

以上、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号について事務局の提案通りとすることにご異議ございませんか。

－「異議なし」の声あり－

議長

議第 5 号の案件を事務局の提案通りと決定いたします。

議長

次に「報第 1 号 農用地利用集積計画（移転）参考資料（農地中間管理事業分）について」事務局に説明を求めます。

濁川職員

「報第 1 号 農用地利用集積計画（移転）参考資料（農地中間管理事業分）について」説明いたします。議案書 9 ページから 16 ページをご覧ください。農地中間管理機構が転貸する耕作者の変更がありますので、一覧のとおり報告いたします。県による公告を経て 2 月 29 日に新たな耕作者へ権利の移転がされるものでございます。以上でございます。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

報第1号の報告を終了します。

議長

次に「報第2号 農地転用事実に関する照会に対する回答書の専決処分について」事務局に説明を求めます。

阿部係長

それでは、議案書17ページをご覧ください。報第2号 農地の転用事実に関する照会に対する回答書の専決処分について、ご説明いたします。

「報第2号 農地の転用事実に関する照会に対する回答書の専決処分について（報告）令和2年1月9日付 日記第4号で依頼のあった農地の転用事実に関する照会について、会長専決処分により別紙のとおり回答したので報告する。」

現地調査については、1月17日に事務局の阿部係長、濁川職員で実施しました。今回新潟地方法務局柏崎支局より照会のあった農地は西山町坂田地内、主要地方道柏崎・高浜・堀之内線沿いにあります。昭和62年から平成19年の中越沖地震後まで住宅が建っていたとのことで、すでに宅地化しており、農地性もないことから、周辺農地に影響を与えることもなく、非農地と判断することが妥当であると考えます。

次に農地法第51条による原状回復命令の要否ですが、農用地区域外であり、宅地化して、年数も経過しております。土地の農業上の利用の確保、周囲の状況、その他の公益的観点及び関係者の利益等を衡量して原状回復その他違反を是正するための措置をとる必要性は認められないことから、原状回復命令は行わないことが妥当であると思われま

す。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

報第2号の報告を終了します。

議長

以上で第32回総会を終了します。

議長

その他の事項で、委員のみなさんから発言はございませんでしょうか。  
ないようでしたら事務局からその他事項をお願いします。

霜田事務局長

お手元の第 32 回農業委員会総会（R2. 1. 31）事務局事務連絡をご覧ください。

1 今後の予定

「にいがた女性農業委員の会」第 1 回役員会 水野委員 2 月 4 日（火）13 時 30 分から 県信連第 2 分室です。役員引継ぎ、委員改選への要請について

柏崎・刈羽地域農業者大会 全委員 2 月 7 日（金）13 時 15 分から 16 時 15 分 文化会館「アルフォーレ」です。米の品質向上と園芸生産拡大に向けた農業者大会、奮って参加をお願いします。

農業委員会中越協議会会長会議 会長 2 月 19 日（水）から 20 日（木） 湯沢町「湯沢東映ホテル」です。農地利用の最適化への取り組み状況、「人・農地プラン」の実質化への関わり方

第 24 回運営会議 四役 2 月 20 日（木）14 時から 市互助会館 2 階 和室 1 です。

R2 年度の業務計画について

3 農業委員・農地利用最適化推進委員用ポータルサイトの開設について

農地利用の最適化の推進に向け、農業委員・農地利用最適化推進委員が現場活動に取り組む上での有益な情報の提供ということでポータルサイトを開設しました。ポータルサイトには、活動の事例や現場活動における Q&A、女性委員の活動などコンテンツを設けての開設になります。有益なポータルサイトでありますので、皆さんからご覧いただき今後の活動にお役立て下さい。

2 第 24 期農業委員会委員の推薦・応募について

本日、第 24 期柏崎市農業委員会委員の推薦・募集関係書類を配布いたしました。先般、農業委員会だより第 40 号で農業委員・農地利用最適化推進委員募集の概要をお示しさせていただきました。募集の受付は農業委員は 3 月 3 日（火）から 3 月 30 日（月）の 28 日間。農地利用最適化推進委員は 4 月 24 日（金）から 5 月 21 日（木）の 28 日間の募集期間を設けています。農業委員、農地利用最適化推進委員の二段階の募集については先月の総会でお話させていただいたとおりになります。

本日配布しましたのは、第一段階の農業委員の募集受付についてのお願いになります。推進委員の募集受付につきましては、3 月の総会の時に改めてお願いをする予定です。

それでは配布した資料を確認ください。第 24 期柏崎市農業委員会委員の推薦・募集関係書類の配布等について（お願い）については、委員さんから地区や地域の集まり等で推

薦書や調書などの書類をお渡しいただき、説明をしてくださいというお願いの文書です。先月の総会で安野委員さんからご意見いただいた女性委員の登用と目標とする数字の割合をうたうべきではないかということですが、その時は要綱の中に入れますとお話させていただきましたがその後、法務係と協議をする中で、要綱の中に女性を何人を入れるのは目標でありルールではないので、要綱に入れず委員さんへのお願いの文書の中に入れてさせていただきました。ご理解をお願いします。

3月3日（火）から3月30日（月）農業委員の募集受付をさせていただきます。中間期と終了後に公表をさせていただきます。4月の初めに選任にかかる候補者評価会議を開催します。結果を市長に報告し、市議会の6月定例会議で承認を得て市長の任命という流れになります。7月20日に市長から辞令交付を受けます。

推薦応募と個人応募があります。地域からの推薦については、「推薦書」及び「推薦用農業委員調書」をご使用ください。個人応募は、「応募用の農業委員申込書兼調書」をご使用ください。提出先は農業委員会事務局窓口までご持参ください。個人応募はご自身で窓口を持参するようにお話しください。地域での状況、応募される方の情報をお聞かせ頂けたらありがたいです。よろしくをお願いします。

4 第33回総会 2月28日（金）13時30分から 農業委員さん、市役所第6会議室（旧第二分館2階302会議室）です。

以上です。

議長

ただ今の事務局からの説明をふまえてご質問はございませんか。

No.6 安野 検一委員

今後の参考意見としてお聞きしたいのですが、報第1号の案件の中で、農地中間管理事業分として、農地が新しい耕作者に動いたという案件ですよね。

濁川職員

これは現耕作者の〇〇さんが新しい法人を立ち上げたので全筆が移動になりました。

No.6 安野 検一委員

私の地域で農業をお辞めになられる話があります。今、調整している最中ですが、できれば面的集積で動かしてあげたいのですけれど、本人がどうしてもその人は嫌だといえどダメですが、いろんなところに話を出してしまっているのです、どうするか悩んでいます。それと同じように今後、認定農業者の方が離農される可能性もあります。今日は推進委員もいらっしゃるので、その方たちの意見も聞いて動かしていくルールを作っておくべきで

はないかと思います。

#### 濁川職員

中間管理機構の受け皿になるのがJAさんになります。そういう事態が発生した場合まず、JAさんを窓口にしまして、推進委員さんと農業委員さんが密にして上手く調整できるように事務局も気を付けていきたいと思います。

#### No.6 安野 検一委員

そういうルール作りを進めているなら結構です。

#### 山波 剛推進委員

安野委員の意見に関連することですが、昨年、農地中間管理機構の5年見直しに関連し、人・農地プランの実質化に向けた取組みということで、農業会議を通じて農業委員、推進委員の皆さん大きな役割を課せられたとと思っているのですけれど、柏崎市農業委員会では人・農地プランの実質化に向けた取組みのロードマップ的なものはあるのですか。

#### 議長

一昨日、人・農地プランの総会がありました。5年見直しで実質化をしていくということで、6月までに私たちが行った意向調査を踏まえながら地図に落とし、更に12のプランがあり、そこに出向き皆さんの意見を吸い上げて、実態を聞いてやっていこうということになりました。その都度、農業委員会、土地改良区、農政局、市、JAさんが実態を調査し、それをまとめて実質化をしていくことが決まりました。

#### 議長

以上で本日の日程は終了しました。閉会の挨拶を佐藤会長職務代理からお願いします。

#### 佐藤会長職務代理

総会お疲れ様でした。利用権設定もお疲れ様でした。今年は記録的な少雪でイノシシの数も減らず、春からの稲作も心配です。これだけ雪が少ないと夏ごろには飲料水の心配も出てくるのではないかと考えています。月が替わると週間予報に雪マークが出てきているので、期待したいと思います。

今日はこの後、新年会ということですが、改選に向けた情報交換等もしていければと思っています。よろしくお願いします。以上です。

閉会 午後4時45分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名押印する。

柏崎市農業委員会

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_